

平成26年1月22日(水)

沖縄県土地家屋調査士会 研修会

「境界確定訴訟について」

弁護士 平良 卓也

1 申立にあたって

(1) 管轄

- ・被告の普通裁判籍所在地の裁判所(民訴法4条)
- 又は
- ・境界を確定すべき土地の所在地の裁判所(民訴法5条12号)

訴訟の目的の価額が140万円を超える請求は地方裁判所
超えない場合は地方裁判所と簡易裁判所とが競合

なお、沖縄県内では、那覇地裁本庁、沖縄支部、名護支部、平良支部、
石垣支部がある。

(2) 訴額(印紙額に影響する)

原告が主張する自己に有利な境界線と被告が主張する境界線とで係争
地の範囲を明かにし、その係争地の価額をもって特定する(固定資産評価
額を元にする)

2 境界確定訴訟の特筆

形式的形成訴訟

→判決が出るとそれに伴って一定の法律効果が発生する訴訟形式

「処分権主義」：訴訟の開始、訴訟物の特定、訴訟の終了を当事者の
権能とする考え

→私的自治の原則から導かれる

「弁論主義」：訴訟資料の収集提出は当事者の権能でありかつ責任
→裁判所は、当事者が主張しない事実を判決の基礎としてはならず、
当事者間に争いのない事実（自白された事実）はそのまま判決の基礎
としなければならない

境界確定訴訟では、これら処分権主義、弁論主義が（一部）妥当しない

- ① 請求の「棄却」という概念がない
（証拠が乏しい場合でも裁判所は常に必ずどこかに境界を定めて判決をする）
- ② 当事者が境界線がどこなのかを特定する主張も法律上は不要
（但し、実際の訴訟実務では、訴状、答弁書において、各々が考える境界を特定する）
- ③ 裁判所は当事者の特定した境界線に拘束されることなく境界線を確定できる
- ④ 当事者間の土地所有権の範囲については既判力は及ばない
（被告が取得時効の主張をするためには、別訴を提起しなければならない。）

3 境界確定の訴えと当事者適格

(1) 隣地所有者

地上権者、賃借権者、抵当権者は当事者となれない

(2) 共有地の場合

隣接する土地の一方または双方が共有地の場合、共有者の全員が原告または被告として訴え又は訴えられなければならない

4 境界確定訴訟における立証方法

(1) 証拠

測量図、公図、地図、土地登記簿謄本、古文書・古地図、写真・古写真、
空中写真等

② 証拠収集方法

任意に収集できる証拠以外にも以下の入手方法がある

- ・ 文書提出命令（民訴法 220 条）
- ・ 調査嘱託（民訴法 186 条）
- ・ 文書送付嘱託（民訴法 226 条）
- ・ 弁護士会照会（弁護士法 23 条の 2）
- ・ 検証（民訴法 232 条）
- ・ 鑑定（民訴法 212 条）

5 境界確定訴訟の実際

- ① 件数は減少傾向
- ② 検証手続が必ず実施されるとは限らない
- ③ 理論的には和解はできない。但し、所有権の範囲を定める和解を行い、境界確定の訴えは取り下げるという和解を行う例はある

以上

LLI/DB 判例秘書

【ID番号】 01510144
境界確定請求事件

【事件番号】 最高裁判所第三小法廷判決/昭和31年(オ)第866号
【判決日付】 昭和35年6月14日
【判示事項】 境界確定判決の主文が不明確な事例
【判決要旨】 主文に表示された境界線の基点が、判決理由および添付図面と対照しても、現地のいずれの地点にあたるかを確定しえないときは、当事者間ではその基点の位置につき争いがなかつたとしても、主文不明確の違法を免れない。

【参照条文】 民事訴訟法191
【掲載誌】 最高裁判所民事判例集14巻8号1324頁
【評釈論文】 法曹時報12巻8号72頁
民商法雑誌44巻4号75頁

主 文

原判決を破棄する。
本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告理由第一点について。
原告が挙示の証拠により是認した第一審判決の主文には、本件山林の境界は同判決添付図面一のR4ないしR9およびD4'を結ぶ線であるとの趣旨の、所論のような表示がなされているところ、原告挙示の証拠には、右主文中の「七〇度」「六間七」「三百三十二度三」という表示にそのものが存在しないことは所論のとおりであるが、反訴状付表と対比すれば、右三箇所の数字は、それぞれ、「七度」(70でなく7)「六間三」「三二二度三〇分」(30でなく30')の誤記と認められないこともない。しかし、これが更正決定によりうる明白な誤記として上告理由とならない瑕疵であるか否かについては、後記第二点説示の理由により原判決が破棄され、本件が差し戻されて、新たに正確な表示の判決主文が言い渡されるべきものである以上、判断の必要がない。

同第二点について。
原判決の是認した第一審判決主文(同添付図面一を含む)に表示する上告人(原告)所有の両山林(判示一一二六番、一一二七番)と被上告人(被告)所有の両山林(判示一一二八番、一一二九番)との境界は、要するに同図面一の如くD4'、R9、R8、R7、R6、R5、R4の各地点を判示の方位、角度、距離において結ぶ線上にあることを確定するというのであるが、第一、二審判決の説示および右添付図面の記載によつても、判示R9からR4に至る各点殊に基点D4'が前記山林現地のいずれの地点を指すものであるかを知るべき手掛りは第一、二審判決(添付図面を含む)上全く存しない。〔上告人と被上告人とが各所有する右両山林が相隣接しそのR5からR4に至る線の部分が両者の境界線であることや基点がD4'点であることについては当事者間に争はないが、この争のないのは現地のいずれの点、線であるかは知るに由がない。このことは第一点で指摘した角度、距離に誤があるとみると否とに拘わりはない。第一、二審各検証見取図の各〇点は右D4'点に相当すると解され、同点附近に棒の切株があるとされているが、同点と同切株との角度、距離は示されていない。また、右第二審検証結果ではA点(R5)、K点(R7)、N点(R10と解される)に仮処分の立札が立っていることが認められているが、仮処分の立札は土地境界線を確認表示するための拠点として利用しうべき地物もしくは恒久性営造物とはいいい難い。右基点に標石を埋設させ、あるいは右諸点のうちのいずれか一点だけでも地物によつて明確にする方途も判決上採られた形跡がない。また、前記判決添付図面は測線と境界線とを区別していないため表示があいまいであるのみならず、本件一一二七番山林の所在を示していない。〕すなわち本件境界線の判示は判決書上不定不明確で主文不明確の違法あるものというほかな

い。されば論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。
よつて民訴四〇七条一項に従い裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。
最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	垂	水	克	己
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	高	橋		深
裁判官	石	坂	修	一